

納付方法を確認しましょう

75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度。今回は、保険料の納付方法や保険証の更新などについてお知らせします。

保険料額決定通知書を発送

納付書や口座振替によって納付する普通徴収の人は7月14日(金)に、年金からの引き落としで納付する特別徴収の人は7月21日(金)に、保険料額決定通知書を発送します。

保険料の納付方法

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより、異なります(下表)。通知書が届いたら、



自分がいずれの納付方法に当てはまるのか確認してください。
年金からの引き落としを口座振替に変更

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付を希望する人は、7月28日(金)までに印鑑・引き落とし口座が分かるものを持って保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出をし、金融機関で口座振替の手続きをしてください。

10月の年金から引き落としが停止され、口座振替による納付に変更となります。ただし、これまでの納付状況などから変更できない場合があります。

保険証を一齐に更新

保険証を8月1日(火)に更新します。新しい保険証は7月10日(月)に

簡易書留で発送します。配達までに10日程度かかる場合があります。配達時に不在の場合は、「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は、保険年金課で保管しますので、同課(☎20・1547)へ連絡してから受け取りに来てください。

現在持っている保険証は、有効期限が過ぎてから個人情報に注意して廃棄するか、次の場所に設置された保険証回収箱へ返却してください。

保険証回収箱設置場所 Ⅱ 保険年金課、下総・大栄支所、市民課赤坂・遠山分室、健康増進課(保健福祉館)

窓口での負担割合

医療機関の窓口では、医療費の1割を負担することになっていますが、市・県民税の課税所得が145万円以上の場合、医療費負担割合が3割になります。

ただし、次のどちらかに当ては

まる人は申請により1割負担になります。対象と見込まれる人には申請書を送付しますので、手続きしてください。

- 同じ世帯の被保険者の年収の合計が520万円(同じ世帯で被保険者が1人の場合は383万円)に満たない人
- 年収が383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70〜74歳の

を含めた年収の合計が520万円に満たない人
自己負担限度額と療養給付費の一部が変更
8月の診療分から自己負担限度額の一部の区分で限度額に変更があります。また、10月から入院時(療養病床)の食費・居住費の自己負担額も変更となります。
詳細は保険証と同封される「平成29年度版後期高齢者医療制度の案内」をご覧ください。
※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

平成29年度の保険料の納付方法

対象	納付方法
平成29年2月支給時の年金から引き落としで納付していた人	年金からの引き落としによる納付
平成28年9月までに年齢到達や転入などにより、新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	
年度の途中で、保険料の減額や変更などにより、年金からの引き落としが停止された人	○7~9月は、納付書または口座振替による納付 ○10月からは年金からの引き落としによる納付
平成29年5月までに年齢到達などにより、新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	納付書または口座振替による納付
納付書または口座振替により納付していた人(年金から引き落とされる要件を満たさない人)	
平成29年6月以降に年齢到達などにより新たに資格を取得した人	

*年金から引き落とされる要件は、年金受給額が年間18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超えない場合です